（企画市場局総務課信用機構企画室の所掌事務の特例）

第六条　企画市場局総務課信用機構企画室は、第六条第四項に規定する事務のほか、令附則第三条第三項に規定する政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第七条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

［条を削る。］

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第八条　第二十三条第一項の証券検査官のうち二人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式1 表面 第　　号 身分証明書 官　職＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿ 生年月日　　年　月　日生 上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第1項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　月　日 金融庁長官　印 （金融庁総合政策局又は監督局用）	**別紙様式1** 表面 第　　号 身分証明書 官　職＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿ 生年月日　　年　月　日生 上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第1項に規定する法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 年　月　日 金融庁検査局長　印 （金融庁検査局用）

第六条　削除

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第七条　監督局総務課信用機構対応室は、第八条第八項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第八条第八項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第二条の三第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

（監督局総務課金融会社室の所掌事務の特例）

第八条　監督局総務課金融会社室は、第八条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、令附則第三条第四項に規定する特定債権譲受業を営む者及び小口債権販売業を営む者の監督に関する事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第九条　第十八条第一項の証券検査官のうち二人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。